

議案第58号

逗子市保育所条例の一部改正について

逗子市保育所条例の一部を次のように改正する。

令和元年12月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市保育所条例の一部を改正する条例

逗子市保育所条例（昭和27年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、関係する規定について、改正の要あるため提案する。